

近代の鳥取城（２）

明治後期から昭和 19 年の鳥取市への寄贈まで

佐々木 孝 文

1. はじめに

現在、史跡鳥取城跡附太閤ヶ平の中心をなす久松山は、鳥取県立博物館及び一部民有地を除き、大部分が鳥取市の所有地となっている。これは、昭和 19 年 9 月に旧藩主池田家より寄贈を受けたものであり、鳥取市民の長期にわたる働きかけに、池田家が応えたものである。

池田家の買い戻し以降ここに至るまでの経緯は、意外に知られていない。久松公園の形成や、廃城後の城跡の利用形態について、学術的に研究した文献は皆無であり、須崎俊雄『鳥取市の市民運動』（鳥取市教育福祉振興会、昭和 56 年）や山根幸恵・清末忠人『久松山』（県政新聞鳥取総局、昭和 58 年）などで断片的に触れられている程度である。

しかし、鳥取城跡という史跡の現状を理解する上で、近代における取り扱いや、地域における位置づけを把握することは必要不可欠であるといえる。

残念ながら、資料の欠如もあり、現時点ではまだ、上記の課題を一次資料によって具体的に把握することができていない。しかし、今後の見通しを得るためにも、従来の歴史叙述や、確認できた資料の範囲内で概要を示すこともあながち無益ではないとも考えられる。本稿では、ごく大雑把に廃城後の鳥取城の変遷に関するアウトラインを示し、今後その具体化・精密化を期したいと思う。

2. 池田家の旧跡から市民の公園へ

前回述べたように、明治維新後、国の所管となった鳥取城は、当面は廃城されず、不要な建築物を撤去した後、陸軍省用地として使用された。三ノ丸御殿は当初、陸軍の施設に転用されたが、明治 12 年までに主要な建造物等は解体され、払い下げられた。扇御殿や城代屋敷跡は、陸軍以外の官用地としても使用されたようである。その後、明治 22 年に鳥取県が陸軍省から中学校用地の貸与を受け（『陸軍大日記』伍大日記明治 22 年 9 月 9 日「鳥取場内地所貸渡の件」）、鳥取中学校の校舎が建設された。これは、藩校尚徳館跡地にあった変則中学校に師範学校が併設され、手狭になったことによる（『第二部学務課引継演舌書』明治 21 年・鳥取県立公文書館所蔵）。鳥取県は当初、陸軍が使用していた藩校脇の武道場跡の貸与を国に申し出たが、却下されている。その代替の中学校用地として、三ノ丸の無償貸与が認められたものである。

一方、鳥取池田家は、水源地の涵養と先祖の古跡の保存を理由として明治 22 年に払い下げの申請をし、明治 23 年に決済されて、久松山・鳥取城跡を購入している（『陸軍大日記』「伍大日記」明治 23 年 2 月 18 日「城郭払下之件」）。その後昭和 19 年に至るまでの間、久松山は旧藩主池田家の所有地であった。

水源地の保全という実利的な目的があったにせよ、池田家が鳥取城を購入した最大の理由が、藩主としての由緒の地の保全であったことは疑いない。池田家は当初久松山を江戸時代同様に取り扱っており、山上ノ丸や天球丸、さらに道から外れた山中への進入を禁じていた。明治 40 年の皇太子行啓後の仁風閣一般公開や、明治 45 年の山陰線開通式の開催（二ノ丸が主会場、天球丸も開放）など、特別な場合を除き、学校用地以外の場所への市民の立ち入りは制限を受けていたと思われる。所有者である池田家は、「旧跡の保存」を目的に購入した経緯もあり、旧藩時代の法に則った久松山の管理を行おうとしたようであるが、仁風閣の管理を鳥取市に委託した明治 42 年以降、仁風閣（扇邸）周辺・城代屋敷跡を中心に、山下ノ丸部分は市民の利用に供するために開放するようになっていく。

仁風閣は明治 44 年には市の公会堂として利用されるようになり、その後大正 11 年に鳥取県に管理が引き継がれている（仁風閣および扇亭（現在の宝扇庵）は県に寄贈、土地は池田家から無償貸与。その後昭和 42 年 12 月に改めて池田家から県に寄贈された）。

鳥取第一中学校の土地については、昭和 17 年度～ 22 年度の 5 カ年間の契約文書が鳥取県立公文書館残されていることからみて、陸軍時代の貸与契約を引き継ぎ、鳥取市に寄贈されるまでは、池田家と県の間で有償の賃貸契約が結ばれていたことがわかる。

天球丸・二ノ丸を除く、山下ノ丸のその他の場所でも、米蔵跡に動物舎が設けられるなどして、大正 2 年頃から遊園地化が進行するようになった。また、大正後期には、池田家の許可を得て、茶店も設けられたという。この頃から久松山は鳥取市城下町の公園候補地として注目されるようになっており、大正 8 年には林学博士本田静文が久松山の公園としての価値について講演を行っている。

所有者である池田家は、なしくずしの公園化ではなく、古跡の保存を基本とする、計画的な城跡の活用を望んでいたようである。

大正 10 年頃、池田家は、鳥取城跡の山下ノ丸を整備して、遊園地として一般開放することとした。池田家に整備工事を委嘱された鳥取県は、明治神宮造営局の技師・折下吉延を招聘して設計を依頼した。関東大震災後に帝都復興局公園課長を務め、都市計画協会の「公園緑地折下賞」に名を留める折下は、日本の都市計画におけるパークシステム研究のパイオニアであり、明治神宮の内苑・外苑、東京の隅田公園や横浜の山下公園等の設計者である。折下は大正 10 年 8 月と大正 11 年 4 月の二度にわたって調査を実施し、久松公園の基本設計を行った（「因伯時報」大正 10 年 8 月 27 日・大正 11 年 4 月 25 日等）。

折下は公園としての鳥取城跡を「大体に於て非常によく纏まつて居るから之れに手入れをして行けば善い」とし、「公園は三段に分ちて一番下の段は運動場とし、中段は庭園式のものとなし、上段は見晴らしのよい遊園地としたならば善い」（「鳥取新報」4 月 25 日）という基本構想を示し、これに沿った設計を提示した。折下は、一度に実施する計画としてではなく、可能な範囲で段階的に整備するものとして示したようである。また、公園として城跡を位置付けることがの重要性も、折下の指摘したところである。鳥取来訪に際して催された講演会などで、折下は次のように述べている。

「始めから立派には出来ない 世間にはよくある事です此公園を二萬とか三萬とか懸けて是非とも立派にこしらへねばならんと云ふやうな事をすると金には限が有あづま屋も橋も池もベンチも何もかも公園一通りの設備を揃へるとお粗末なものしか出来上がらないで反つて世の物笑ひとなるのが多いであるから假に一萬圓なら一萬圓丈けの工事に止め其公園の漸次繁盛に赴くに連つて拡張し行くと云ふ方針でなくちやならない」（「因伯時報」大正 10 年 8 月 27 日）。

「久松山でも樹木を伐り拂ひ住宅を建設した後に至りさて公園にしたいと云ひだしても最早追ッ付かぬ公園の計画が必要であるなら今が一番の時機と思ふ」（「因伯時報」大正 10 年 8 月 30 日）

このような考え方に基づく折下の公園設計は、池田家の古跡の保存という基本的な考え方と、近代都市計画における公園の必要性を結びつけ、昭和 32 年の史跡指定までの間、鳥取城跡と久松山を保全する基礎となったといえるだろう。現在鳥取県立博物館となっている城代屋敷跡の二段の郭をつなげて公設運動場としたのも、折下の構想に基づくものである（「因伯時報」大正 11 年 4 月 14 日）。

久松山遊園地の整備は、この折下吉延の設計に基づいて、池田家関係者を含む実施委員によってすすめられることになった。完成後の大正 12 年 3 月 23 日、池田家に引渡され、実査の上鳥取市に管理が引き渡されている（「鳥取新報」大正 12 年 3 月 25 日号）。鳥取市は同年 7 月に管理規則を定め、以後それにもとづく久松遊園地の管理に当たることとなった。

この遊園地の完成によって、鳥取市民は従来より久松山を身近に利用することが出来るようになったが、天球丸や山上ノ丸はまだ一般には公開されていなかった。

山下ノ丸の利用が進むにつれ、市民は久松山全山の開放を願うようになっていく。昭和 4 年に結成された「鳥取會」の第一回総会でも、久松山の開放は重要な議題としてあげられており（「因伯時報」昭和 4 年 4 月 22 日）、同年の市会に要望書が提出されている。同時期の鳥取都市計画においても、久松山は風致地区とされ、鳥取砂丘とならぶ観光資源と位置づけられていた（鳥取市役所『鳥取都市計画概要』・昭和 7 年）。このような鳥取市民の根強い働きかけを受けて、池田家は昭和 11 年 10 月についに全山を一般開放することとなり、市民は江戸時代以来、はじめて自由に久松山に登ることが出来るようになるのである。

その 8 年後の昭和 19 年 9 月、鳥取市はついに池田家より鳥取城跡の寄贈を受けることとなった。

3. 昭和 19 年 9 月 9 日の鳥取市会議事録

久松山・鳥取城跡の池田家から鳥取市への寄贈は、ちょうど鳥取大震災の一年後であり、鳥取市長が池田仲博侯爵に震災一周年記念としての寄贈を求めて承諾されたものである。

なお、池田家はこの寄贈に際しても「久松山の風致保存、舊蹟を尊重」することを条件としていた（「日本海新聞」昭和 19 年 10 月 3 日）。これは、明治 23 年以来の一貫した態度であり、池田家にとっての久松山所有の最大の意義であったと考えられる。久松山・鳥取城跡は、池田家が無条件に開放するようなことをせず、旧法による保全をはかりつつ、計画的・段階的に公園として整備したことによって、都市の貴重な緑地、公園としての価値を、現代まで保ち得たといえるだろう。この池田家の取り組みは、現在いうところの文化財としての史跡の保存・活用を先取りしたものと位置づけることができる。

なお、昭和 19 年に鳥取市が久松山・鳥取城跡の寄贈を希望した最大の理由は、観光資源としてでも、池田家の考えるような旧跡としてでもなく、震災復興のための財源、木材の供給源としてのものであった。池田家が、上記のような条件を示したのも、現代から見れば慧眼だったといえるだろう。

ここでは、当時の市長吉村哲三の鳥取市会での答弁を次にあげ、池田家に対して鳥取市がどのような要望を行い、池田家がどのように応えたのかを知るための参考とする。鳥取大震災復興のため、ひいては大東亜戦争の遂行のため、という鳥取市長の弁に答え、池田仲博が池田家協議会に諮って寄贈を決めたものであるが、この内容の新聞発表が昭和 19 年 9 月 10 日に行われているにも関わらず、吉村が池田侯爵に面会して久松山無償譲渡を嘆願したのは同じ年の 9 月 4 日のことであり、池田家が原則了解との回答を与えたのは 9 月 6 日夕方のことであった。9 月 9 日に市長より報告を受けた鳥取市会ではさっそく議長名で感謝状を池田家に贈ることとし、即日起案している。

なお、当時の新聞報道や、この期に乗じる形で鳥取県が仁風閣・扇亭及び鳥取県立鳥取第一中学校用地の無償譲渡を池田仲博に依頼しようとした（ただし文書は決済前に廃案となっている）ことからみると、昭和 19 年 9 月の段階で池田家から鳥取市が寄贈を受けた範囲からは、仁風閣及び第一中学校の用地は除かれていたようである。これは、仁風閣の建物が保存を条件に県に寄贈されていたこと、第一中学校用地には借地料が設定されていたことなどによるものであろう。ところがその後、昭和 20 年 3 月に鳥取県が実際に発給した該地の無償譲渡を求める文書は、池田侯爵ではなく鳥取市長あてになっている。これは、数カ月の間に池田家から鳥取市に所有が移転したためとも考えられるが、その理由は不明である。

以下に、鳥取市への久松山寄贈について、市長が報告した当日の市会の議事録をあげる。やや長文になるが、参考のため関連部分の翻刻を全文掲載し、当時の新聞を併せて掲載することとした。（以下次頁）

鳥取市臨時市會々議録

一、昭和十九年九月九日臨時市會ヲ鳥取市役所ニ招集ス

二、本日出席議員左ノ如シ

- | | | |
|-----|---|-------|
| 一 | 番 | 井上直三 |
| 二 | 番 | 松谷幸一郎 |
| 三 | 番 | 平野正行 |
| 四 | 番 | 塩谷三蔵 |
| 五 | 番 | 由宇石治 |
| 六 | 番 | 花島多一郎 |
| 七 | 番 | 平賀傳一 |
| 八 | 番 | 平尾為治 |
| 九 | 番 | 林 一弥 |
| 十 | 番 | 横山壽雄 |
| 十一 | 番 | 山田武一 |
| 十二 | 番 | 筒井喜代治 |
| 十三 | 番 | 森田増次郎 |
| 十四 | 番 | 濱口賢太郎 |
| 十五 | 番 | 北川秀蔵 |
| 十六 | 番 | 高取栗蔵 |
| 十七 | 番 | 田中貴右 |
| 十八 | 番 | 廣田敏男 |
| 二十 | 番 | 吉村秀治 |
| 二十一 | 番 | 井上安太郎 |
| 二十二 | 番 | 澤田一美 |
| 二十三 | 番 | 山田芳蔵 |
| 二十四 | 番 | 山家一太郎 |
| 二十五 | 番 | 西村賢治 |
| 二十六 | 番 | 鳥越若二 |
| 二十七 | 番 | 松久常蔵 |
| 二十八 | 番 | 石黒松治 |
| 二十九 | 番 | 谷口清三郎 |
| 三十 | 番 | 宮脇英篤 |

以上二十九名

三、市制五十条ノ規程ニヨリ議事ニ参与スル者左ノ如シ

鳥取市助役 西村輝一

同 吉村信義

内記課長 伊谷芳蔵

庶務課長 前田政利

総務課長 佐々木光次郎

教学課長 長本実治

以上六名

四、本會ノ書記左ノ如シ

市會書記 西村吉男

同 塚田小太郎

…… (中略) ……

議長 (由宇石治君)

會議ヲ開キマス

市長 (吉村哲三君)

本日附議ノ議案ノ御審議ニ先立チマシテ久松山ノ譲受ケノ問題ニ関シマシテ経過ヲ御報告申上ゲテ見タイト存ズルノデアリマス
今回池田公爵閣下ニ於カセラレマシテハ昨年本市ノ未曾有ノ大震災ニ深ク御同情ヲヨセサセラレマシテ恰モ一周年ノ記念日ヲ迎ヘルニ当リマシテ市ノ震災復興記念事業トシテ久松山ヲ本市ニ譲渡シテ頂クコトニナツタノデアリマシテ此ノ御仁慈ニ對シマシテ市民ハ深ク感激致ストコト存ズルノデアリマス 此ノ譲渡ヲ御快諾得マシタ経過ヲ申上ゲマスレバ 先般上京致シマシテ四日ノ日ニ小田原ノ池田公爵邸宅ニ親シク山上致シマシテ本市ノ震災ノ状況震災復興ノ現況並ニ将来ニ就キマシテ委細御報告申上ゲ併セテ此際恰モ震災一周年記念日迎ヘルニ当リ市デハ之ニ付テ各種ノ記念事業ヲ考慮致シテ居リマスガ其ノ最も重大ナ事業ノ一ツトシテ久松山ノ市ヘノ譲渡ヲ懇請致シタノデアリマスガ其ノ書面ヲ一應朗讀致シマシテ皆サンニ御聴ヲ願ヒタイト思ヒマス

鳥取市震災復興ノ概要報告並ニ懇願書

昨年九月十日 本市ノ大震災ハ本市ヲ殆ンド壊滅ノ悲境ニ陥レタノデアリマシテ千余ノ尊キ犠牲者ヲ出シ總戸数約一萬戸ノ中全壊全焼五千百九戸半壊半焼四千二百四十九戸ト云フ驚クベキ惨害ヲ一瞬ニシテ惹起シタノデアリマス

畏クモ 天皇陛下ニ於カセラレマシテハ直チニ侍從ヲ御差遣セシメラレ且巨額ノ御内帑金御下賜ノ御沙汰アリ内務大臣モ亦親シク災害地ヲ慰問シ被害調査ヲセラレ全国及国外ヨリモ巨額ノ義捐金品ヲ寄せセラレ市民ハ皇恩ノ宏大無邊ナルニ感泣シ国内外ノ同情ニ感激シ茲ニ敢然トシテ震災復興ノ一途ニ邁進ノ覺悟ヲ堅メタノデアリマス 政府又本市震災復興計畫ノ大本ヲ樹立サレ或ハ財政ノ援助ニ都市計畫事業ノ決定ニ公共建築社會施設市民復興資金ノ貸出等ニ最高ノ助成方針ヲ確立サレ茲ニ官公民一致ノ震災復興態勢ガ整ツタノデアリマス 爾來正ニ一年アノ悲慘ナル震災一周年記念日ヲ向カヘントシテ居リマス 此ノ一年間ノ復興ノ跡ヲ見マスニ罹災住宅ハ全壊全焼五千百九戸中千九百八十五戸新築を完了シ半壊半焼四千二百四十九戸中三千八百六十四戸ノ修築完成ヲ見テ居リマス 未完了ノモノ三千五百九戸デアリマシテ此等ハ夫々尚集團バラック個人バラック市営住宅ニ生活ヲ続ケ居ル現状デアリマス 震災復興都市計畫事業ハ用地買収家屋ノ移轉道路ノ拡築ニ約七割學校ノ建築ニ約六割ノ出来型ヲ示シテ居リマス 其ノ他公共建物社會施設災害復旧工事市民ニ對スル復興資金ノ貸出等目下鋭意進行途上ニアリマス 顧ミマスニ今ヤ戦局ハ危急皇國ノ興廢今日ニカ、ルノ秋デアリマシテ震災復興ハ正ニ戦力増強ト其歩ヲ一ニスルノ要アルハ言ヲ俟チマセス 依ツテ本市ハ震災ヲ期トシテ從來ノ消費都市ヨリ生産都市トシテ之ヲ再興スルノ方針ヲ立テ大規模ノ軍需工場ノ建設ヲ始メ諸工業ハ勃興シ将来ノ大鳥取市ヲ約束スル氣運ニ向ヒツ、アル實情ニアリマス

併シナガラ本市復興ノ前途ハ尚遼遠デアリ多難デアリマシテ殊ニ時局下復興資材勞務ノ獲得難ハ復興ニ一大隘路ヲ為シテ居ルコトハ疑ヲ容レナイ處デアリマス

今ヤ震災一周年記念日ヲ迎ヘ市ハ永久忘ルコトノ出来ナイ未曾有ノ大震災ノ日ヲ偲ビ各般ノ記念行事ト記念事業ヲ計畫シテ居リマス 此ノ記念事業ノ最も重大ナル事業ハ侯爵閣下ノ御仁恵ニ依ルニ非ザレバ之ヲ實行シ得ザル事業デアリマシテ閣下

ノ御許ヲ得マシテ之ヲ発表致シ度ク存ジ居リマス 其ハ本市久松山ヲ本市ニ御譲渡相願度キ件デ御座居マス 久松山ハ永ク旧藩主の居城トシテ本市鎮護ノ名山デアリ久松山アツテノ鳥取市ト申シテ決シテ過言デナイト思ヒマス 市民ハ日夜其ノ雄麗ナル山姿ヲ仰イデ藩主ノ御遺徳ヲ慕ヒシ市ノ繁栄ヲ祈念シテ居リマス 此ノ名山ヲ市ニ御譲渡願ヘマスナラバドレ丈ケ市ノ力ヲ増スコトデセウ 如何ニ市民ガ慕ヒ勇ミ譬ヘ市の復興ガ直チニ完成致サナクトモ後日必ず完遂ノ日アルヲ確信シ勇氣ヲ興シ震災復興ニ戦力増強ニ挺身スルコトデアリマセウ 復興資材ノ根幹ヲ為ス木材ノ問題ハ始ド解決サレルコト、信ズルノデアリマス 久松山ノ木材ニ付キマシテハ過般一部ヲ地方木材會社ニ御払下ニモ相成リマシタ 縣知事ヨリモ木材供出ノ割當通知ヲ發セラレテ居リマス 併シ市ト致シマシテハ成ル可ク久松山ノ木材ハ之ヲ無計畫ニ伐採サル、コトナク鳥取市ノ久松山トシテ永遠ニ之ヲ愛護シ其ノ偉容ヲ損シ度クナイト思ヒマス 唯最小限度此ノ御山ノ木材ニ依リ市ノ学校ヲ建築サレ市民ノ住宅ガ復旧サレマシタナラバ如何ニ物心兩面ヨリ市ノ幸デアルカ分カリマセヌ 又極端ニ申上ケマスナラバ市ニ御譲渡給ハルト云フ其ノ事ダケデ市民ハ復興ノ安心ヲ得ルト信ジマス 細目ノ点ニ付キマシテハ夫々御役柄ノ方々ニ御下命下サイマシテ篤クト市長ト協議ヲ致サセテ頂キ度ト存上マス 市ニ於キマシテモ充分ノ準備ヲ既ニ整ヘテ居ル次第デアリマス 只大体方針ニ付キマシテハ 一ニ閣下ノ御仁心ニ御縋リ御頼ミ申上グル外アリマセヌ 幸ニ御許容ヲ得マシテ米ル九月十日震災記念日ニ鳥取市震災復興記念事業トシテ發表スルコトガ叶ヒマスナラバ本市無上ノ光榮トシ感謝措ク能ハサル処デアリマス

何卒本市永遠ノ隆昌ノ為ニ本市震災復興促進御協力ノ御意図ヨリ何分ノ御厚配給ハランコトヲ切ニ御願申上テ次第デアリマス

大体此ノヤウナ紙面ヲ差上ゲマシテ凡ソ三時間余リ御懇談申上ゲタノデアリマス

侯爵ハコノ間非常ニ同情アル御言葉ヲ賜リマシテ絶ヘズお話ヲ續ケラレタノデアリマシテ 本市復興ニ付テ余程御留意頂イテ居ルヤウニ感ジタノデアリマス 又本市ガ生産都市トシテ力強イ歩ミヲ始メテ居ル工場「工場ガ出来タソウダガ」ト云フヤウニ打チ解ケタお話モアリマシテ「久松山ノ譲渡ニ付テハ洵ニ其趣旨ニ於賛成デアルガ池田家ノ協議員ニ計ツテ何分ノ返事ヲスルカラ」ト云フコトデ其ノ日ハオ別レシタノデアリマス 尚其ノ際「何時帰ルカ」ト云フお話デアリマシテ私ハ六日ノ八時半ニ東京ヲ立ツ心算デアリマスト申上ケマス 其ノ時既ニ侯爵ニ於カセラレテハ久松山ノ譲渡ヲ御決心下サツテ居ラレタノデハナイカ、一應協議員ニ計ルトハ云ハレタガ出来レバ立ツ迄ニ返事ヲシテヤリタイト云フヤウナ御心持ガオ有リニナツタヨウニ私ハ感ジテ居ルノデアリマス 斯クシテ小田原ヲ引キ上ゲマシテ六日ノ日 丁度夕方ノ五時頃デアリマシタガ岸本氏カラ電話ガアリマシテ

「愈々今晚出發サレマスカ 実ハ協議員ノ意向ガ大体判明シタノデ只今小田原ニ電話ヲカケテ居ルカラ多分ソレデ御返事が頂ケルト思フカラ」ト云フコトデアツタノデアリマス 私モ都合ニ依ツテハ更ニ一兩日延バス心算デ居タノデアリマスカラ左様デアリマスカ オ待チ申シテ居リマス云フコトデ電話ヲ待ツテ居リマスモノ、一時間モセヌ内ニ再ビ電話ガアリマシテ「只今侯爵ヨリ御電話ガアツテ市長カラオ願ヒ申上ゲタコトハ御快諾ニナツタ十日ノ震災記念日ニ記念事業トシテ發表サレテ支障ナイ 委細ハ協議員ニ諮問シタ上デ決定スルカラ」ト云フお話ヲオ傳ヘ頂イタノデアリマシテ私ハ洵ニ有難ク思ハズ電話口ニ頭ヲ下ゲタ次第デアリマス

大体以上が経過デアリマシテ洵ニ事柄ハスラ・ト自然ニ運シダノデアリマス
之レニ付キマシテハ私ハ何等ノ努力モ致シテ居ナイト申シテ差支ヘナイノデ
アリマス 今日ノ此ノ結果ヲ見マシタコトハ一ニ侯爵ノ御慈愛深キ人格ニ依ッ
テ成ツタモノト固ク信シテ居リマス

先程書面デモ申上げマシタ通り久松山ハ洵ニ鳥取市ノ生命ト申シテ差支ヘナ
イト存ジテ居リマス

就キマシテハ侯爵ノ御仁慈ノ処置ニ付キマシテハ市會トシテ相当ナル感謝ノ
意ヲ表セラレタイト存ズルノデアリマス 又今後ニ付キマシテモ細目ノ打合せ
等ニ付テ市会ノ皆サンノ本当ノ心カラノ誠ヲ披瀝シテ市ノ態度ヲマトメテイタ
ダキマシテ円満ナル解決ヲ期スル上ニ万全ノ考慮ヲ拂ハレルコトヲ希望致ス次
第デアリマス

大体以上ヲ以ッテ過般來交渉ヲ致シマシタ経過ノ報告ト致シマス

二十番（吉村秀治君）

緊急動議を提出致シタイト思ヒマス

震災ノ災禍ヒシ・ト身ニ迫来ル一周年ヲ迎ヘルニ当リマシテ只今市長カラ承
リマスレバ久松山ヲ池田侯爵家カラ御譲渡願フコトニナリマシタソウデアリマ
シテ誠ニ旱天ノ慈雨ト申シマスカ庭ノ鮎ガ大キナ河ニ流出タ嬉ビヲ感ズルト申
シマスカ市民ハコノ上ノ感激ハナイト思ヒマス モトヨリ事コ、ニ至リマシタ
ノハ只今市長ハ自分ハ別に努力ハシナカッタト云フコトデアリマシタガ併シ之
レニハ非常ナル努力ガ拂ハレテ居ルニ違ヒナイト思ヒマスガ全ク池田家ノ御慈
悲ノ深サニ感激セズニ居ラレマセヌ 考ヘテ見マスト先程市長カラお話ノアリ
マシタ通り久松山ハ我々鳥取市民ノ「シンボル」デアリ四季毎ニ変ル山姿ヲ眺
メテ親シデ来タノデアリマス コレコソ鳥取市ノ象徴デアリ「シンボル」デア
リソシテ天下ノ名将デアリマス池田家ノ居城トシテ古イ歴史ヲ持ツテ居ルノデ
アリマス 山頂ニ天主閣ノアルモノハ全国デモ少イノデアリマスガ久松山ノ上
ニ天主閣ノ在ツタ時代ハ壯觀ヲ呈シタモノト思ヒマス 我々ハコノオ山ノ下デ
三百年間ニ亘リ今日ノ鳥取市ヲ築キ上げテ来タノデアリマシテコノオ山ノ恩恵
ヲ胸ニヒシ・ト感ジナガラ今日ニ来ツタノデアリマスガ、コノ久松山ヲナント
カシテ鳥取市ニ頂戴シタイトイフノハ多年ノ懸案デアツタノデアリマス 所ガ
コノ震災一周年ニ当リマシテ之レを快ク市ニ御譲渡シドサイマシタコトハ誠ニ
感激ニ堪ヘナイ所デアリマス 将来鳥取市ノ福利民福ニ寄與スルモノハ云ヒ知
レナイ深イモノガアルト思ヒマスガ若シ市民ガ之レヲ聞キマシタナラバコノ御
慈恵ニ感激シ一層復興ニ努力致シマシテ戦力増強ニ誓ツテ邁進スルデアラウコ
トラ私共ハ信ジテ疑ヒマセヌ コノ感激コノ喜ビヲ如何ニシテ池田家ニオ傳ヘ
シテヨロシイカ ドウカコノ際皆サンノ御同意ヲ得マシテ電文ニ依ッテ感謝決
議ヲ市会議長ノ名前ヲ以テ送りタイ 即日即座ニ送りタイト思ヒマス コノ起
草委員並ニ人数等總テハ議長ニオ任せ致シタイト思ヒマス 茲ニ緊急動議ヲ提
出シテ皆サンノ御賛成ヲ得タイト存ズル次第デアリマス

二十六番（鳥越若三君）

只今二十番議員ヨリ御説明ガアリマシタ如ク池田家ノ御慈意ニ對シマシテハ
衷心ヨリ感謝ヲ申上げ併セテ市当局ノ御功劳ニ對シマシテ市民各位ヲ代表シテ
感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス

就キマシテハ只今二十番議員ノオ説ノ如ク御提案ニナリマシタ動議ニ衷心ヨ
リ賛意ヲ表スモノデアリマス

三十一番（井上安太郎君）

私ハ池田侯爵家ニ對シマシテ満腔ノ謝意ヲ評スルモノデアリマシテ只今二十
番ノ動議ニ賛成致シマス

三十七番（松久常蔵君）

只今二十番議員ヨリ動議提出ニ對スル詳細ナル御説明ガアリマシタノデコレ

以上ノ蛇足ヲ加ヘル必要ハナイト存シマスガ、不肖私多少ノ点ニ就キマシテハ多年ニ亘リ聊カ関係モ薄イヨウニ感シマスノデコノ機会ニ所感ノ一端ヲ申述ベマシテ動議ニ賛成致シタイト思ヒマス

只今モ二十六番議員ヨリ申サレマシタガ久松山ヲ本市ニ譲渡頂ク点ニ付テハ多年ノ懸案トナツテ居リ歴代市長モコノ問題ニ付テハ懸念ニ働イタコトモアリマス 随ツテ市會ト致シマシテモ相当之ニハ熱心ニ努力シタコトモアルノデアリマス 現ニ本市會改選ト同時ニ二十三番議員等カラモコノ久松山ヲ本市ニ御譲渡願フ点ニ付テハ其ノ当時相当ナル御意見モアツタノデデアリマスガ却而面倒デアリマシテ色々ノ支障ガ起リ実現ヲ見ナカツタノデアリマス只今市長カラ自分ガ努力シタノデハナイコレハ池田侯爵家ノ全ク御慈恵ニ依ル結果デアルト云オ言葉ガアリマシタガ「非常ニ」(或ハ) ソウデアリマセウガ然シナガラ従来歴代市長ニ出来ナカツタモノガ現市長ノ御功「業」勞ニ依ルモノデアルト私ハ考ヘマス 無論コノ震災ニ依ツテ五万市民ガ奈落ノドン底ニ在ル際池田侯爵家カラコノ御仁慈深キ無条件ト申シマスカ久松山ノ御譲渡ヲ願ツタコトハ五万市民涙ヲ流シテ喜ブベキデアルト思ヒマス 今ヤ大東亜戦争ハ日ニタタ深刻激烈凄愴ヲ極メ皇國興亡ノ分岐点ニ立ツテ居リマス 本市ニ於キマシテモ戦意ノ高揚等、市民精神ノ高揚等ニ付テ色々御心配ニ相成リ之レガ手段ニ付テ色々御研究ニナリツツアル秋、池田家カラスノ如キ有難イ御話ヲ承ツタコトハ凡ユル部面ニ於テ市民ニ與ヘタ大ナル〇ヲ信ジテ疑ヒマセヌ、要ハ今後コノ久松山ヲ我々鳥取市民ニ於テ十二分ニ利用致シマシテコノ震災復興ヲシテ一日モ早カラシメ一面ニハ戦力ノ増強ニ資サシメマスコトコソ我々鳥取市民並ニ市当局ノ負ハネバナラス重大ナ責任デアルコトヲ痛感スルモノデアリマス コノ点市当局ニ於カセラレマシテモ十二分ニ考慮スルト云フコトデアリマシタノデ重ネテ申上ル必要ハアリマスマイガコノ久松山ノ運営ヲ誤ツタナラバ池田侯爵家ニ對シテナシノ顔向ガデキマセウ 之レハ重大ナ責務ガアルト思ヒマスノデコノ点市当局ニ於カセラレマシテハ十二分ニ御研究相成リマシテ永久ニコノ御仁慈ヲ五万市民ガ忘レナイヤウニ致シタイト思ヒマス コノ機会ニ当リマシテ私ハ衷心ヨリ满腔ノ誠意ヲ捧ゲマシテ二十番議員ノ動議ニ賛成スル次第デアリマス

議長 (由宇石治君)

オ諮リ致シマス 二十番議員ノ動議ハ二十番、二十六番、二十一番、二十七番ノ賛成ニ依リマシテ成立致シマス 尚二十番議員ノオ説ト致シマシテ感謝文ノ起草委員ハ議長ニ於テト云フコトデアリマシタガ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

議長 (由宇石治君)

御異議ナシト認メマシテ十二番議員、二十番議員、二十七番議員ノ三議員ニ感謝文ノ起草ヲオ願ヒ致シマス
暫時休憩致シマス

午後四時三十分休憩

午後四時四十分再開

議長 (由宇石治君)

休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス

二十番 (吉村秀治君)

池田侯爵ニ對シ感謝決議文ノ原稿草案ヲ作成致シマシタノデ朗読致シマス
感謝文決議「文」

旧藩主池田侯爵閣下ニハ本市未曾有ノ震災ニ深ク御同情ヲ寄セラレ震災一周年記念日ヲ迎フルニ當リ震災復興記念事業トシテ久松山ヲ本市ニ譲渡セラルルノ御仁慈ニ接シ本市永久福祉(ママ)の為メ市民衷心ヨリ感激措ク能ハサル所ナリ 茲ニ本市會ノ決議ヲ經テ謹シテ侯爵閣下ニ感謝ノ誠意ヲ表ス

昭和十九年九月九日 鳥取市會議長 由宇石治

(拍手起ル)

議長(由宇石治君)

只今二十番議員ヨリ發表サレマシタ通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ声起ル)

議長(由宇石治君)

御異議ナイヤウデアリマスノデ原案ノ通り作成シ早速送達ノ手続ヲ致シマス時間延長ニ御異議アリマセヌカ(「異議ナシ」ノ声起ル)(略)

(『鳥取市会議事録』昭和一九年・鳥取市議会事務局蔵)

【参考】関係新聞記事

舊蹟保存な(ママ)(「が」の誤植)条件

久松山寄附と管理規則

鳥取市が震災復興記念事業の一つとして舊藩主池田侯爵家から無償で譲受けた久松山は単に立木の戦力化に役立つばかりでなく勇将吉川経家が秀吉の大軍に包圍されて敢闘をつづけ矢盡き食盡きて遂に自刃した由緒ある城跡で五萬鳥取市民が昔を今に必勝敢闘するよすがであり、又市民保険の地帯として有効に活用せねばならぬが、池田家と鳥取市との譲渡契約は九月未成立して市では一日同山管理規則を制定した、その要旨は左の通り

- 一、現に公開せる地域外に出るには市長の認可を要す
- 二、山内土地の使用及び立木その他を伐採するには市長の許可を要す
- 三、従来池田家との契約で同山内に権利義務を有する者は書面で市長へ届出で適法の場合はこれを承認する。

なほ池田家との契約によれば鳥取一中及び仁風閣を除く一切を市へ寄附し同家の権利義務は市に継承、直ちに市がこれを管理するが、久松山の風致保存、舊蹟を尊重して舊藩主の遺徳を追慕するため鳥取市は適切な施設をなすこと、なつてゐる。

(「日本海新聞」昭和一九年一〇月三日)

4. むすびにかえて

現在の久松公園の供用範囲は、大正時代の計画範囲に天球丸と山上ノ丸を加え、反対に県立博物館用地になった公設グラウンドを除いた範囲となっており、史跡鳥取城跡の近世城郭部分の大部分を占めている。この状況は、公園化によって開発が抑制されたことで、遺跡の保全と都市中心部の緑地として保全されてきたためであり、池田家の発意による大正時代の公園（遊園地）整備が、長期に渡って有効だったことがわかる。

また、現在、久松山の寄贈が鳥取大震災一周年を記念してのものだったことも含め、近代の久松山がたどってきた歴史は、市民の間でもあまり知られていない。

現在の久松山・鳥取城跡は、旧藩主の先駆的な史跡保存・公園整備の努力と、市民の熱心な働きかけによって、史跡と自然環境と公園の要素を兼ね備えた、城下町のシンボルとしての姿を獲得してきたのである。折下吉延という当時一流の都市公園計画者の役割も含め、その過程は今後明らかにしていく必要があるだろう。また、鳥取県立第一中学校の存在や、戦後の鳥取県立博物館建設、現代の史跡整備を含めた、地域社会と史跡の関係性も、興味深いテーマであると考えられる。

通常、城郭研究においては等閑視されがちな分野ではあるが、近世城郭という特異な性格をもつ遺跡への理解を深め、その価値を後世に残していくためには、地域社会との関係性の把握は、重要な要素のひとつであり、実際の史跡整備・活用的前提となるものといえるのではないだろうか。

【参考文献】 *本文中にあげたものを除く。

『鳥取市史』（鳥取市役所、昭和 18 年）

『樗谿を歩く』（鳥取市歴史博物館、平成 19 年）

『仁風閣の周辺』（鳥取市歴史博物館、平成 16 年）

佐藤昌『日本公園緑地発達史』（都市計画研究所、昭和 52 年）

本稿の執筆にあたっては、伊藤康晴氏（鳥取市歴史博物館）、伊藤康氏・山内美緒氏（鳥取県立公文書館）よりご教示をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

鳥 取 城 瓦 考

坂 田 邦 彦

昭和 55 年（1980）の二ノ丸に始まる鳥取城の発掘調査は平成 21 年度（2009）現在で 22 次を数える。調査原因は、石垣積修理工事に先立つ調査が中心であったが、近年は三ノ丸跡にある鳥取県立鳥取西高等学校建て替え工事計画に伴う例が増加している。調査面積は大小様々ではあるが、30 年来の調査による考古資料の蓄積はかなりのものとなった。中でも瓦は、出土遺物の大半を占めているものの、全容は不明であるため、これまでの調査で得られた資料をいったん整理したいと考える。

これまでの瓦研究は、資料紹介の形でなされることが多く、初めての発掘調査であった二ノ丸走櫓跡の報告（註 1）では、形態別に軒丸 10 種、軒平 11 種に分けられている。中井均氏は他城郭との比較の元、揚羽蝶紋の形態の諸特徴について触れている（註 2）。山崎信二氏は全国的な瓦の検討のなかで、鳥取城でののはじめてとなる編年の考察を行っており（註 3）、具体的な年代観も示されている。

鳥取城出土瓦の代表格は揚羽蝶紋軒丸瓦である。軒丸瓦に占める割合は 8 ～ 9 割近く、同じ池田家の流れを汲む姫路城、岡山城での出土例と比べ高いと思われる。他には巴紋、葵紋などもあるが主体は揚羽であり、その形態は年代ごと多岐にわたる。しかし、出土例の増加に対して研究の進展がない一因として、明確な遺構からの出土例が、極端に少ない事、瓦当面のみの残存で、全形が復元できるものが僅かしかない事、などが挙げられる。

1. 鳥取城概略（図 1）

第 1 段階の城

天正 10 年（1582）～ 羽柴秀吉の鳥取侵攻の後、入城後、宮部継潤と子の長熙までの時代。

★現在の山裾一体に城郭の基礎部分が築かれる

第 2 段階の城

慶長 5 年（1600）～ 関ヶ原の戦い後、城主（6 万石）となる池田長吉と子の長幸の時代。

（姫路には兄輝政、岡山には輝政次男忠継）

★整備が行われ、城の骨格的な部分がつくられる

第 3 段階の城

元和 3 年（1617）長吉の子長幸、備中松山藩へ移封し、代わりに姫路藩の光政が城主（32 万石）となる。

★大規模な整備により現在の曲輪構造の大部分が完成

寛永 9 年（1632）光政、転封により、岡山藩光仲と交代→以後異動は無く、ここに鳥取池田家が成立する

大きく 3 つの段階を経て整備された鳥取城は、江戸時代を通して増改築を繰り返し幕末へ至る。第 2 段階の城は第 1 段階を覆い、第 3 段階は第 2 段階を拡張する形で造られたと考えられ、当初の形態は、現在の石垣内に若干の名残を残す程度である。

鳥取城の歴史の中で一大画期となる出来事として、享保 5 年（1720）に起こった石黒大火が挙げられる。強風に煽られ城下に広がった火事は、やがて城をも飲み込み、城内で被災を免れた建物は山上の著見櫓、山下の楯蔵だけであったとされる。発掘調査では、この火災面がたびたび検出され、それとともに大火による二次的な被熱、赤片した瓦が多く見つかっており、これらの資料を一つの定点とし編年作業を進めていくこととする。

作業にあたっては、比較的良好な試料が多い二ノ丸跡・天球丸跡・楯蔵跡の調査出土瓦を用いる。対象遺物の量はあるものの、対象遺構数が少なく、資料の比較検討が不十分となる感は否めない。

各調査区の概略

・天球丸跡（図 2、註 4）